

【97 例目】千葉県（旭市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和7年4月1日の拡大疫学豚熱調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

1 基本情報

経営形態（飼養頭数）：肥育（約5,500頭）

豚舎の構造及び豚舎数：ウインドウレス豚舎4棟（発生豚舎含む）、開放（カーテン）豚舎4棟

発生豚舎：離乳舎1棟

2 農場の概況

- ① 当該農場は平野部に位置し、農場の周囲は田畑等に囲まれていた。
- ② 農場の所在する千葉県では、これまで、野生イノシシにおける豚熱陽性事例は確認されていない。
- ③ 当該農場は、茨城県城里町にある系列の繁殖農場から離乳豚を導入し育成した後、その約半数を当該農場で肥育、残り約半数を外部の3農場に販売していた。
- ④ 当該農場は北から離乳舎1棟、堆肥舎2棟、肥育舎7棟、（以上が衛生管理区域内）、管理棟1棟、従業員用の宿泊施設2棟、物品倉庫2棟で構成されていた。
- ⑤ 発生豚舎である離乳舎は床下の糞の輸送路のみがつながっている3つの部屋からなっていた。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場には農場主、技能実習生含め7名の従業員がおり、作業を行う豚舎の明確な分担はなかったとのこと。

4 飼養衛生管理関係

- ① 当該農場の従業員は、出勤時当該農場の南にある駐車場に車両を停めるが、技能実習生2名は管理棟の南隣にある建物で生活をしており、そこから出勤するとのこと。
- ② 衛生管理区域内に入る飼料運搬車、ガス業者の車両は駐車場隣で動力噴霧器を用いヨウ素系消毒薬により消毒を行った後、農場専用の運転席マット及び長靴に交換していたとのこと。
- ③ 従業員は衛生管理区域に立入る前、管理棟でシャワーを浴び、衛生管理区域用の作業着及び長靴への交換、手指の消毒を行うとのこと。
- ④ 外部業者は立入記録簿に記録の上、豚舎内に立入る者は③と同じ手順を踏むとのこと。豚舎には立入らないが衛生管理区域内で着地する者は、作業着の交換はしないが衛生管理区域専用の靴への交換及び手指消毒を行うとのこと。
- ⑤ 肥育豚舎区域、堆肥エリア及び離乳豚エリアそれぞれの前に入口用ゲートが設置されており、これらに立入るものは③又は④の手順の後、農場西側の公道を通った後これらゲートを通過し、離乳舎、堆肥舎、肥育エリアに立入るとのこと。なお、肥育舎7棟及び離乳舎は、それぞれの東側妻にある屋根の無いコンクリート製通路（作業者の肥育舎への入場及び豚の離乳舎から肥育舎への移動に使用）でつながっており、肥育舎への入場については、作業者は専らこの通路を用いて各肥育舎に入場しており、肥育舎の西側妻にある出入口については作業者の入場のためには使用していないとのこと。
- ⑥ 豚舎に立入る際は、離乳舎については、離乳舎入口手前で踏込み消毒の後、サービス

ルーム内更衣スペースに設置されたコンテナ容器内で衛生管理区域専用の長靴を脱ぎ、離乳舎サービスルーム及び通路専用の履物に交換し、離乳舎専用の作業着に交換の上、手袋装着及び手指消毒をして離乳舎に入室していたとのこと。また、各部屋の入口において各部屋専用の長靴への交換及び手指の消毒を行っていたとのこと。肥育舎については、コンクリート製通路入口に設置されている更衣室の手前で踏込み消毒の後、更衣室で肥育舎ゾーン専用の作業着及び長靴への交換、手袋の交換及び手指消毒を行った上で通路に入場し、その後各豚舎入口で専用の長靴への交換、ヤッケズボンの着用、手袋の交換及び手指の消毒を行い入室していたとのこと。

- ⑦ 飼料は、離乳舎の最初の餌のみ紙袋飼料を手給餌で与えていたが、それ以外は飼料タンクから閉鎖系で給餌していた。なお、紙袋飼料は、輸送トラックからサービスルームに搬入し、保管をされているとのこと。
- ⑧ 給与水及び豚舎清掃用の水には、塩素消毒済みの井戸水を使用しているとのこと。
- ⑨ 糞尿はスクレーパーで収集され、固液分離後、固形物はタワーコンポストで堆肥化され、尿や排水等の液体は浄化槽で処理されるとのこと。コンポストで処理された堆肥は、近隣の圃場で要望があった場合は自社のスプレッダーで配送していたとのこと。調査時、堆肥舎入口の防鳥ネットはレールが破損しネットが外されていた。
- ⑩ 死亡豚は子豚含め週3回、化製業者が回収していたとのこと。
- ⑪ 当該農場では、離乳舎については部屋ごと、肥育舎については舎ごとにオールイン・オールアウトを行っているとのこと。オールアウト後直ちに洗浄消毒の後、1週間程度の空舎期間を設けていたとのこと。
- ⑫ 当該農場では、豚舎内通路の清掃を毎日行っているとのこと。また、豚舎間の豚の移動を行う際は、通路の使用前後に消毒を行うとのこと。
- ⑬ 豚への豚熱ワクチンの接種は以前から茨城県城里町の系列繁殖農場において14日齢で接種を行っているとのこと。接種日齢については、管轄家保による母豚の中和抗体価の分布及び繁殖農場の周辺で豚熱陽性イノシシが多く確認されていることを考慮し設定をしているとのこと。
- ⑭ 紙袋の飼料や資材は、農場の南にある衛生管理区域外の倉庫に業者によって届けられ、UV消毒が行われるとのこと。
- ⑮ 農場周囲は東側以外は1.5mほどの高さの柵（メッシュは約5cm×5cm）、東側は離乳舎及び肥育舎7棟を繋ぐ通路（壁の高さは地面から約2m、通路の床の高さは地面から約1.1m）が柵の役割を果たしていた。柵の金網は一部破損（最大で幅10cm程度）が確認された。
- ⑯ 一部の肥育舎において、屋根と壁の間の隙間や、屋根の穴が確認された。

4 野生動物関連

- ① 衛生管理区域内ではスズメ等の野鳥のほか、農場周辺でネコを見かけるとのこと。
- ② 発生豚舎においては2年頃前に屋根下部の断熱材にネズミのかじり跡の可能性のある直径5cmほどの穴を確認したため、以降屋根裏に殺鼠剤を設置しているとのこと。調査時、発生豚舎では明確なラットサインは確認されなかったが、肥育豚舎においてネズミのかじり跡とみられるものを確認した。

5 臨床症状の経過

- ① 管理獣医師によると、発生が確認された離乳豚のロットは3月26日に系列繁殖農場から導入。導入時、これまでのロットと比べ小さい豚が多いと感じたとのこと。また、当該ロットのヒネ豚については、母豚がこれまでとは別の系統を外部から新たに導入

したものであり、かつ初産であったことから、授乳管理がうまくできなかったものと考えたとのこと。これらのヒネ豚は、離乳舎の1室内の3つの豚房にまとめて収容した。なお、繁殖農場からは死亡数が増えている等の報告はなかったとのことであり、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき疑似患畜とされた母豚及び繁殖農場のその他飼養豚においても、家畜防疫員が行う臨床検査で異状は認められなかった。

- ② その後、①の3つの豚房で離乳豚の死亡が続き、28日に4頭、30日に6頭死亡し、同日、管理獣医師が解剖したところ、腎臓及びリンパ節に点状出血が確認されたため、家畜保健衛生所に連絡を行ったとのこと。
- ③ 調査時、発生豚舎の豚は既に殺処分済みであった。また、立入った肥育舎では異状は確認されなかった。

(以上)